

その他の証明（会員・日本法人・営業証明）について

会 員 証 明：「商工会議所の会員である」ことを証明するものです。

日本法人証明：「日本に登録された法人である」ことを証明するものです。

【主な用途】

- 1. 海外企業との新規取引を行う際の身元照合資料
- 2. 海外での事務所を開設する際の手書類
- 3. 海外での官公庁等の入札の際の手書類
- 4. 海外での銀行口座を開設する際の

営 業 証 明：営業開始年月日、現在の営業種目を証明するものです。

【主な用途】

- 1. 海外の官公庁等の入札の際に、その業務を行っている事の証明
- 2. 海外の商標出願の際に、登録すべき商品を取り扱っている事実の証明

【発給条件、提出書類等】

証 明	発 給 条 件		手数料	提 出 書 類
	会員区分	貿易登録		
会員証明	会 員	必 要	無 料	①証明依頼書 ②会員証明発給申請書
日本法人証明	会 員 非会員 問わない			①証明依頼書 ②日本法人証明発給申請書 ③登記事項証明書（3ヶ月以内原本）
営業証明	会 員	不 要		①証明依頼書 ②営業証明発給申請書 ③登記事項証明書（3ヶ月以内原本） ④定款（コピー） ⑤会社案内（和文・英文） ⑥営業許可書（コピー） ⑦直近の有価証券報告書又は決算書 ⑧証明事項を客観的に認識できる資料 〔 該当商品に輸入・輸出申告書、カタログ、 納品書、事業実績表など 〕

【発給日数】 半日

【受付時間】 月曜日～金曜日（土日祝日、お盆休暇、年末年始休暇を除く）
午前 9：30～11：30 / 午後 13：30～16：30

【その他】 郵送での申請、引渡しも受付けております。郵送での引渡しをご希望される方は、84円切手または返信用封筒を同封お願いします。

【本件に係る連絡先】

広島商工会議所 産業・地域振興部 産業振興課
TEL：082-222-6651 FAX：082-222-6411